

日本海員救済會海員手帳取扱の心得

- 第一 本會の媒介に係る海員は必ず此手帳を所持すべし之を所持せざる者には本會は媒介其他の事柄に付一切關係せざるは勿論本會の養老扶助及弔慰規程の保護を加へざるものとす
- 第二 此手帳は常に政府の船員手帖と共に大切に保存すべし
- 第三 始めて本會に媒介を依頼する者は政府の船員手帖と實費金五錢を出張所に差出し此手帳の渡方を請ふべし
- 第四 出張所に媒介、寄宿及其他の事柄を申出づるときは必ず此手帳を差出すべし
- 第五 此手帳を失ひたる時は直ちに最寄出張所へ届出て海員手帳取扱手續の定むる處によりて假手帳の渡方を請ふべし
- 第六 海員其業務を止めたる時は速に此手帳を返納すべし又本會の乗船禁止